

藤枝市告示第 42 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 16 日

藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村 正平



- 1 都市計画の種類及び名称
志太広域都市計画地区計画 高田地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
藤枝市役所 都市建設部 都市政策課